

<地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況>

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、消費税率が平成26年度4月より5%から8%に、令和元年度10月より8%から10%に引き上げられました。

この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

令和3年度予算 地方消費税交付金(社会保障分)	
見込み	1,337,750千円

《社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費》(単位:千円)

項目	款	内容	予算額	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	4,420,364	265,354	1,055,171
		児童福祉事業	8,243,776	480,037	1,908,859
		生活保護事業	2,511,301	117,421	466,920
		老人福祉事業	132,332	5,787	23,012
	小計		15,307,773	868,599	3,453,962
社会保険	民生費	国民健康保険事業	884,706	88,762	352,958
		後期高齢者医療保険事業	1,672,628	287,791	1,144,393
	小計		2,557,334	376,553	1,497,351
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	20,400	1,982	7,881
		予防事業	402,229	79,008	314,175
		医療体制充実事業	94,810	11,608	46,160
	小計		517,439	92,598	368,216
合計		18,382,546	1,337,750	5,319,529	

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。